使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令（案）に対する意見公募の結果について

令和８年３月２３日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令（案）に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年２月６日（金）～令和８年３月８日（日）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

（１）提出意見数：１件

（２）提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙のとおり。

※使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令（案）として関係のない意見が１件ございました。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課
ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	本省令案は、資源の有効な利用の促進に関する法律第五十四条及び第五十五条に基づき、自主回収・再資源化事業を制度として継続的に運用するための要件を、申請、認定、変更、表示、報告まで一体として整備するものであり、制度実装上の意義は大きいと考えます。他方で、生活者の行動と自治体運用の実態から逆算すると、認定制度の「担い手」を整備するだけでは、回収の入口が十分に太くならず、自治体差とグレーゾーンが温存され、不当放棄が減りにくい構造が残る懸念があります。 現状、自治体が「何でも回収する」ことは、財政、施設能力、安全対策の観点から非現実的であり、住民側の意識改革が必要である点も同意します。ただし、意識改革は精神論だけで成立しにくく、「迷わず適正処理できる導線」が整備されて初めて行動が安定します。自治体ごとに回収品目・回収方法・サイズ制限・周知方法が異なる状況では、適正処理のための探索コストが高くなり、合理的に見ても「先送り」「長期保管」「混入」「不当放棄」が生じやすくなります。したがって、自治体差の存在を前提としつつも、全国共通の最低限の入口を制度側で補強することが、環境保全上のリスク低減策として合理的です。 この観点から、第二条（法第五十四条第二項第十号の主務省令事項）に位置付ける「事業計画の記載情報」に、生活者が利用する回収導線の設計と周知に関する情報を、より明確に含める運用が望ましいと考えます。具体的には、店頭・持込・宅配等の回収チャネルの組合せ、対象判定の基準（サイズ、電池内蔵の有無、付属品の扱い等）、受入れ不可条件と代替導線、手数料の有無、案内方法（検索性を含む）を、申請時点から説明可能な形で計画に織り込ませることが有効です。自治体の回収能力や方針が地域で異なること自体は避けがたい一方、認定を受けた事業者が全国共通の受け皿として機能し得ることを計画情報で可視化できれば、自治体は当該導線を案内するだけで「扱い不明」を減らせます。結果として、制度の漏れが縮小し、グレーゾーンや不当放棄の抑制に寄与します。 第三条（自主回収・再資源化事業の内容の基準）について、「相当程度自主回収」「相当程度再資源化」といった抽象的表現は、形式的な適合判断になりやすい懸念があります。定量的な裏付けが弱いと、真面目に入口を整備する主体ほどコスト負担が増え、そうでない主体は負担を回避できるという逆インセンティブが生じ得ます。したがって、第二条で求める「認定後一年間の再資源化見込み重量」と、事業実施後の報告制度（第十二条）をより強く接続させ、認定	本省令案は、資源の有効利用のための自主回収・再資源化に係る取組の促進を図るための認定制度に係るものであり、当該認定を受けた場合、指定再資源化事業者は、廃棄物処理法の特例（収集、運搬又は処分に係る同法の業許可の不要化）をもって、当該事業者に係る使用済指定再資源化製品の収集、運搬又は処分ができるようになります。 現行、廃棄物処理法の特例を設けている法制度は他にも様々あり、これらを参考として、同様に適切な運用を図ってまいります。

	時点での合理的根拠、達成状況の検証方法、未達時の是正方針までを、申請書類または計画の構成要素として明確化することが望ましいと考えます。これにより、制度の実効性と公平性が高まります。 個人情報が記録され得る機器については、第三条第四号で漏えい防止措置が求められている点は重要です。生活者側の不安は「実際にどのように処理されるかが見えない」ことに集中し、これが原因で回収導線があっても利用されず、粗大ごみ化や放置につながり得ます。特にルーターやスキャナ等は、自治体によって扱いが揺れやすく、かつデータ不安が強い類型です。認定計画において、初期化・消去・物理破壊等の方針、委託がある場合の責任分界と監督方法、チェーン・オブ・カストディの考え方を、行政が監督可能で、生活者にも理解可能な粒度で示し、公表を誘導する運用が望ましいと考えます。情報不安が低減すれば、リユース促進と適正回収の双方に合理的な効果が期待できます。 安全面では、施設要件に火災の発生又は延焼防止に必要な措置が含まれている点は妥当です。近年、リチウム電池等の混入による発火・火災リスクが回収・選別工程で顕在化しており、入口を広げるほど事故確率が上がる構造があります。このリスクが十分に管理されないまま回収を促進すると、現場が萎縮して回収線が太くならない結果になり得ます。したがって、認定審査や運用指針において、電池内蔵品を想定した分別・隔離・保管・検知・初動対応の具体性を重視する旨を明確化し、事故の未然防止と制度拡大を両立させる設計が望ましいと考えます。加えて、重大インシデントの再発防止の観点から、事故・ヒヤリハットの類型化とフィードバックの仕組みを、報告制度と整合的に扱えると合理的です。 第六条の表示義務に関する規定では、「常時かつ即時のトレーサビリティ」を確保する仕組みがある場合に例外が認められる構造となっていますが、例外を実効的に機能させるには、トレーサビリティの最低要件が明確である必要があります。記録粒度、改ざん耐性、保存期間、委託先をまたぐ一貫性、監査可能性といった要件が曖昧だと、制度目的に反して「見えない区間」が残り、結果として不適正処理や不当放棄の温床になり得ます。例外適用の実質条件として、監督可能性を担保する要件を運用面で明確化することが望ましいと考えます。 第十二条の年次報告については、重量等の実績把握が制度の中核となるため有効ですが、生活者行動と直結する指標も併せて整備することで、実効性が上がると考えます。例えば、回収チャネル別の受入実績、受入拒否や対象判定の問い合わせ件数、電池混入や火災関連事案の発生状況、再使用に回した数量と判断基準の概要などを、監督に必要な範囲で整理し、公表可能な	

	形で提示できれば、制度への信頼が増し、回収導線の利用が促進されます。信頼が上がるほど、自治体差による混乱があっても、全国共通の受け皿としての機能が現実に強まります。 以上より、本省令案の枠組みを活かしつつ、事業計画における回収導線と周知の可視化、抽象要件の定量化と検証可能性、個人情報不安と火災リスクの現実に即した運用明確化、トレーサビリティ例外の実質条件の明確化、報告項目の生活導線指標の補強を通じて、「自治体差があっても迷わず出せる最低ライン」を制度側で補完する方向を検討いただきたいです。これにより、グレーゾーンや不当放棄の抑制、粗大ごみの減量、リユース・リサイクルの実効性向上に、合理的に寄与すると考えます。	